

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

令和7年6月5日開催

熊本県南小国町

## 令和7年度南小国町農業委員会6月総会

開催日時 令和7年6月5日(木) 午前10時00分から午前10時40分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員(6番委員、7番委員)

日程

1. 報告第 2号 農地法第18条(通知)
2. 議案第 8号 農地法第3条(委員会)
3. 議案第 9号 農用地利用集積等促進計画案の決定について  
(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)
4. 議案第 10号 農地に該当するか否かの判断について

出席委員(7名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 藤 堂 伸 二 委員 | 3番 河 津 篤 委員   |
| 4番 穴 井 堅 委員   | 5番 日 野 米 藏 委員 |
| 6番 河 津 博 文 委員 | 7番 甲 斐 義 隆 委員 |
| 8番 井 野 みゆき 委員 |               |

欠席委員(1名)

- 2番 北 里 昌 嗣 委員

職務のため議場に出席した事務局職員(2名)

- 事務局 長 穴 井 康 治  
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

こんにちは。  
ただ今から、令和7年6月の農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日は2番北里委員から欠席の連絡がありました。  
委員さん7名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。  
本日の会議録署名委員を6番河津委員、7番甲斐委員にお願いいたします。

## 報告第2号 農地法第18条（通知）

それでは、議案に移ってまいります。  
報告第2号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いします。  
はい。資料1ページをお願いいたします。

○事務局長

### 【報告第2号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

（申請番号）07-4 （所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に畑。  
面積 657㎡。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。2,820㎡。同じく  
〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に畑。499㎡。計、田1筆2,820。畑2筆1,156  
㎡。合計3筆3,976㎡です。（貸付人）大分県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇  
〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。  
（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和7年4月1日です。（解約形態）に  
つきましては合意解約です。

以上でございます。

○会長

はい。それではただ今の農地法第18条について皆さんからご質問等がありましたら  
お願いします。

（4番委員手をあげる）

はい。4番穴井委員お願いします。

○4番委員

ちょっとお尋ねしますが、この田畑ですけれども、これは前からずっと貸借契約で借  
りておられたんでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局よりお答えします。

〇〇さんと〇〇さんの貸借なんですけど、始期が明確に何年か忘れたんですけど、平  
成十何年ほどに農地法3条の貸借を行っております。農地法3条の貸借は、自動延長と  
いいまして、契約の期間が終了しても自動的に延長されますので今回合意解約を行っ  
たところでございます。

以上です。

○4番委員

はい。ありがとうございました。それからこの〇〇さんですか貸し主は。上の段の  
方ですね。貸付人ですが。この方は〇〇〇〇〇さんはご兄弟ですか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局よりお答えいたします。

貸付人のお名前は〇〇〇〇〇さんとお名前がなっておりました。借受人の〇〇〇〇  
〇さんとの関係性まではお調べはしておりませんので、この場ではお答えができません

るので、必要でしたらこの後総会終了後にお答えしたいかと思ひます。

以上です。

○4番委員

はい。ありがとうございます。それは結構でございます。

○会長

他に皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(ありません。の声あり)

はい。それでは報告を了承いただいたものとして、処理をいたします。

## 議案第8号 農地法第3条(委員会)

続きまして、議案第8号農地法第3条について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。2ページをお願いいたします。

### 【議案第8号 農地法第3条(委員会)について詳細に説明】

(申請番号)07-8 (権利)使用貸借権 (所在)赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積1,130㎡。合計、田1筆1,130㎡です。(貸付人)大分県〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。(申請事由)譲受人の規模拡大のためでございます。(期間)につきましては、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとなっております。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われまひます。

参考資料としまして、次のページに関係位置図。それから本日お配りしました3条の現地確認写真をご覧いただきたいと思ひます。

続きまして別にお配りしてあります農地法第3条関係許可審議票につきまして野口より説明いたします。

○事務局

それでは当日配付資料をご覧ください。

### 【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

それでは担当委員であります4番穴井委員から説明をお願いします。

○4番委員

はい。ではご説明申し上げます。

この案件につきましては、先月5月の総会に所有権移転としてですね2筆の田んぼですが上がってありましたけれども、それと今日出ています田んぼですね、3筆の所有を〇〇〇〇さんがされておひまして、その内の2筆だけ先月の申請で上がってありまひたとおり、所有権移転で〇〇さんの方が売買されたということでご審議をお願いしたところでございます。それで残りが1筆残っておりまして、1筆の分が場所的にありますと、この地図に出ておりますけど、〇〇〇〇の〇〇〇〇の下側にございます。下側でございましてですね、ここは実際は〇〇〇〇さんが、この方が借りて耕作されておひましたけれども、何年かは分かりませんけれども、実際はもう〇〇〇さんの方は水田耕作はされなくて、〇〇〇〇の方が〇〇を又借りというところちょっと語弊があるか

もしませんが、又借りの様な形で〇〇を栽培されておったということだったもんですから、この1筆が実際は〇〇さんをお願いをしたいというふうに私的には売買をしていただこうかなと思っておりましたけれども、先月の分からするとちょっと離れるというようなことで、これは売買できないというようなことから、〇〇を〇〇〇〇さんの方が作られるということで、そうしたことであれば、出来ましたらこれを管理をする意味でも〇〇を作ってもらえないだろうかということで、貸借契約を結んでもらえないだろうかということをお願いに行きましたところ、そういうことであればお借りをいたしますということでのこの申請になっております。

いろんな問題はないと思いますけど、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからご質問等ございましたらお願いします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

はい。申請事由の中でですね、貸付期間が始期が7年の7月1日から終期が令和8年6月30日の1年間とありますが、またこれは来年出るとですかね。〇〇を1年植えて来年またこうして出るとですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局よりお答えいたします。

一応所有者と借受人のお話を聞いたところだと、この1年間の間に〇〇〇〇さんに作ってもらう期間中に新たな手続きとかですね農地の売買を進められないかどうかのお話を進められるそうです。もし売買が進まないようでしたら、農地法3条は先ほど解約の議案で申しましたとおり自動延長にはなりませんので、解約をしない限りは自動的に〇〇〇〇さんが作られる見込みにはなっております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○6番委員

はい。

○会長

他に何か皆さんからご意見等がありましたらお願いします。ないでしょうか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので、当委員会としまして許可をいたします。

続きまして申請番号07-9の説明をお願いします。

○事務局長

(申請番号)07-9 (権利)使用貸借権 (所在)満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積399㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。347㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に畑。677㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に畑。505㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。5,087㎡。計、田3筆5,833㎡。畑2筆1,182㎡。合計5筆7,015㎡で

す。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。(借受人) 同じく大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇氏。(申請事由) 農業後継者への経営移譲のためであり農業者年金の再設定にもあたります。(期間)につきましては、令和7年8月1日から令和17年7月31日までとなっております。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、5ページをご覧くださいと思います。また本日お配りしました3条の現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきまして、野口より説明いたします。

○事務局 それでは当日配付資料をご覧ください。

### 【農地法第3条許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

担当委員が欠席ですので事務局からお願いします。

○事務局 本日は2番委員が欠席のため2番委員より説明文をいただいておりますので事務局より読み上げをいたします。

説明させていただきます。農業者年金の再設定とのこと。事務局と田・畑の立ち会い、本人と連絡もとりに聞き取りを行いました。田・畑も見て回りましたが管理もしてありました。また本人確認もしましたが何ら問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。以上です。

○会長 それでは皆さんからご意見等ありましたらお願いします。

(6番委員手をあげる)

はい。6番委員からお願いします。

○6番委員 簡単なことですが、〇〇さんと〇〇さんの関係はどういう関係ですか。

○会長 事務局からお願いします。

○事務局 はい。事務局よりお答えします。

関係は親子になります。

○6番委員 地番が違うので。

○事務局 地番が違うのはこちらは深くは確認しておりませんが、別々に住まわれているという認識でよろしいかと思います。

○6番委員 はい。

○会長 他に何かございませんか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員 議案に書かれている字名と、この現地確認写真の字名と違うんですけど、どちらが正しいんでしょうか。

○会長 事務局からいいですか。

- 事務局 失礼しました。こちらは議案の方が正しい字名になっております。  
大変失礼いたしました。
- 1番委員 はい。わかりました。
- 会長 他に皆さんからご意見等がありましたらお願いします。  
よろしいですか。  
(はい。という声あり)  
それでは賛成方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
はい。ありがとうございました。  
全員賛成ですので当委員会としまして許可をいたします。  
続きまして申請番号 07-10 について事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは総会資料 3 ページをお願いいたします。  
(申請番号) 07-10 (権利) 所有権移転 (所在) 赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に畑。面積 657 m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に畑。499 m<sup>2</sup>。合計、畑 2 筆 1,156 m<sup>2</sup>です。(譲渡人) 大分県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇氏。(譲受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場〇〇〇番地〇。〇〇〇氏。(申請事由) 譲受人新規参入のため。また空き家バンクによる空き家の購入に伴います農地売買となっております。  
この案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われます。  
参考資料といたしまして、10 ページになります関係位置図。それから本日お配りしております現地確認写真をご確認いただきたいと思ひます。  
続きまして農地法第 3 条関係許可審議票につきまして、野口より説明いたします。
- 事務局 それでは当日配付資料をご覧ください。  
**【農地法第 3 条関係許可審議票について詳細に説明】**  
以上です。
- 会計 はい。ありがとうございました。  
それでは担当委員であります 4 番穴井委員から説明をお願いします。
- 4 番委員 はい。ではご説明申し上げます。この案件につきましては申請事由に出ていますとおり、〇〇〇氏が空き家バンクの家を購入するということでの、いわゆるその家に付随して農地、畑がですね 1,156 m<sup>2</sup>が付いているというようなことからの、農地購入というふうになったわけがございますけれども、現地を確認しますと 657 m<sup>2</sup>と 499 m<sup>2</sup>ございますが、家の下の方はわりかし良いんですけれども、〇〇側の方にありますけどもここは道路側というか道路の所に大きな栗の木がありまして、栗の木の下になる畑でございしますのでそこはほぼ駄目かなと。作物は実らないというふうに思ひます。残りのこれはどっちがどっちか分かりませんが、半分くらいは〇氏のほうがですね〇〇〇〇〇〇〇〇に勤めておられますので、ここで使う野菜とかいうようなものを作られるというようなことがございますので、どっちにとっても 6 畝か 5 畝というようなもので、実

際は見た目はそれほどの面積はないように見えます。だからいわゆる野菜を少しずつ作っていけばもう十分ぐらいかなと思いますので、これを荒らしてどうのこうのということにはならないというふうに私は思いますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので当委員会としまして許可をいたします。

## 議案第9号 農用地利用集積等促進計画案の

### 決定について（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

続きまして議案第9号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。総会資料7ページをお願いいたします。

#### 【議案第9号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

##### （所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）について詳細に説明】

（権利種別）貸借権設定

（申請番号）07-9（所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。面積2,915㎡。合計、田1筆2,915㎡です。（利用権）賃貸借権。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。（財）熊本県農業公社。（利用目的）につきましては水稻。（借賃）につきましては150kgです。（期間）は令和7年7月1日から令和12年6月30日まで。新規設定でございます。旧利用権設定の再設定にあたります。

次のページをお願いいたします。8ページです。

（申請番号）07-10 所在等につきましては、07-9と同様でございます。（利用権）につきましては賃貸借権です。（貸付人）熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。

（財）熊本県農業公社。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇氏。（利用目的）につきましては水稻。（借賃）につきましては全筆で150kgです。

（期間）は令和7年7月1日から令和12年6月30日です。新規設定でございます。

こちらも同様旧利用権設定の再設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので当委員会としまして決定したことを町へ通知いたします。

## 議案第10号 農地に該当するか否かの判断について

続きまして、議案第10号 農地に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。9ページをお願いいたします。

### 【議案第10号 農地に該当するか否かの判断について詳細に説明】

次のページをお開けください。

非農地判断対象筆一覧

番号1. (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。面積 973 m<sup>2</sup>。番号2. 同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。面積 560 m<sup>2</sup>。番号3. 同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。179 m<sup>2</sup>。番号4. 同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に畑。13 m<sup>2</sup>。計、田3筆 1,712 m<sup>2</sup>。畑1筆 13 m<sup>2</sup>。合計4筆で1,725 m<sup>2</sup>です。遊休農地の区分につきましては、全筆とも赤です。

(所有者) 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。山林及び原野化。となっております。

参考資料といたしまして次のページに関係位置図。また本日お配りしております現地確認写真をご覧くださいと思います。

当議案の対象筆につきましては、現地確認の結果等によりまして非農地として判定し、本日の総会議決によって非農地判断が確定いたします。

遊休農地区分につきましては農地パトロールの際に皆様にお配りさせていただいております判断基準によるもので、農地法の運用では再生利用が困難な農地としての取扱いとなっております。定義としましては農地パトロール等の結果、すでに森林の様相を呈している場合や周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続した利用が出来ないなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地とされております。

当議案につきましては、現地確認の写真をご覧いただいたとおり山林原野化しておりまして周囲の状況につきましても日照条件、現地への侵入状況等から農業上の利用増進は見込まれないものと考えているところでございます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは担当委員であります5番日野委員から説明をお願いします。

○5番委員

はい。5月22日に推進委員の〇〇〇さん、事務局と私で現地を確認してまいりました。今回出ている場所はですね〇〇〇線から〇〇〇の信号に出まして〇〇の方に上っ

ていくと〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の手前の農地でございます。本日配ってあります写真がありますが、〇〇〇〇－〇は上っていくと道下になります。ここはクヌギが植わっております。それと〇〇〇〇－〇は道上になります。ここに見えるのは栗、そしてその上には杉等があります。〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇はもう杉になっております。この農地は全て山林化しております、農地に戻すにはちょっと困難かなと思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

事務局にお尋ねですけど、今まで面積がですね 973 m<sup>2</sup>なら 973 m<sup>2</sup>というふうに今までのは出ておりましたが、今回はコンマ 00 まで付いているのは何か意味がある訳ですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局よりお答えします。

コンマが付いている理由は明確にはございませんが、場所によっては小数点以下の面積が付いている地番もございますので、非農地判断につきましては面積をより正確にお伝えするところも含めて、コンマをつけさせていただいているところでございます。

○会長

よろしいですか。

○6番委員

はい。

○会長

他に皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(〇〇推進委員手をあげる)

〇〇推進委員からお願いします。

〇〇〇推進  
委員

地籍が終わってればですね現況で当然林地として判定すると思うんですけど、その地籍は終わっていないんですかねまだ。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。こちらの農地につきましては、一応地籍の調査は入っております。立ち会い等も終わっており登記も今年の8月から今年中には予定はしているんですけど、ご本人さんからも早めに土地の非農地化をしてほしいという要望も追加でございましたので地籍の調査を待たずに農業委員会の方で、田に対して現況が山林になっておりますので先に非農地判断をするように議案を計上したところでございます。

以上です。

○会長

よろしいですか。

〇〇〇推進  
委員

はい。

○会長

他にありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ありませんか。それでは採決に移ります。

ただ今の議案第10号 農地に該当するか否かの判断について、賛成の方の挙手を  
お願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成でこの件については承認いたします。

以上で議案の方は終了しました。

これで6月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年6月5日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 6 番 委 員

署 名 委 員 7 番 委 員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎

本 誌 表 紙 共 枚